

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

令和6年春闘結果での賃上げ率は33年ぶりの定昇込み5%台の賃上げを実現した一方で、中小組合の賃上げは定昇込み4%台に留まり、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷しています。そのことは、物価高が勤労者家計を圧迫してきたことに加えて、中小企業や適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない産業などで働く多くの仲間にこの流れが十分に波及していない状況にあり、賃上げと適切な価格転嫁・適正取引のすそ野が広がらなければ、デフレに後戻りする懸念すらあり、最低賃金近傍で働く者の暮らしは厳しい状況にあります。

社会や産業・企業を維持・発展させるべく、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、ステージ転換に向けて大きな一步を踏み出した今こそ、「賃金も物価も上がらない」というこれまでの社会的規範を変えなければなりません。

さらには、人手不足を補うため雇用形態の多様化は依然として存在しており、低賃金・長時間労働などの問題を解消すべく、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策と考えます。

よって、会津坂下町議会は福島県の一層の発展をはかるため、「賃金の経済政策」となる福島県の最低賃金引き上げに関する次の事項について地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

1. 福島県最低賃金を速やかに時給1,000円に到達させること。
2. 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。

令和7年3月17日

福島県河沼郡会津坂下町議会議長 赤城大地

福島県知事 内堀 雅雄 殿

福島労働局長 井口 真嘉 殿